

令和2年度 市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納期一覧表

納期月	納期限	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国保税	後期保険料	介護保険料
4月	4月30日(木)						1期
5月	6月1日(月)	1期		全期※			
6月	6月30日(火)		1期		1期		2期
7月	7月31日(金)	2期			2期	1期	
8月	8月31日(月)		2期		3期	2期	3期
9月	9月30日(水)				4期	3期	
10月	11月2日(月)		3期		5期	4期	4期
11月	11月30日(月)				6期	5期	
12月	12月25日(金)	3期			7期	6期	5期
1月	2月1日(月)		4期		8期	7期	
2月	3月1日(月)	4期			9期	8期	6期
3月	3月31日(水)				10期	9期	

※軽自動車税の口座振替に限り、納期限日ではなく 5月20日(水) が振替日になります。

【納付場所及び納付方法】

1. 金融機関等 本店(所)または支店(所)

- * 鹿本農業協同組合 * 肥後銀行 * 熊本銀行 * 熊本第一信用金庫 * 九州労働金庫
- * 九州内のゆうちょ銀行、郵便局(沖縄県を除く。)* 郵便振替用紙(「払込取扱票」)であれば、全国で納付できます。
- * 山鹿市役所(本庁又は市民センター)

2. 全国のコンビニエンスストア(対応店舗等詳しくは納税通知書等の裏面をご参照ください)

※固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税で表面にバーコードのある納付書のみ

【口座振替】 下記金融機関窓口で直接お申込ください(山鹿市内金融機関には申込書が備付けてあります)。

* 鹿本農業協同組合 * 肥後銀行 * 熊本銀行 * 熊本第一信用金庫 * 九州労働金庫 * ゆうちょ銀行

※1 ①預(貯)金通帳 ②通帳使用印(お届け印) ③納税・納入通知書 をお持ちください。

※2 1度登録すると翌年度からも継続して口座振替となります。口座振替をやめたい場合は、廃止の届け出を行ってください。

※3 納税義務者が変更になった場合など、改めて手続きが必要な場合もあります。

※4 利用申し込み月の翌月分から口座振替になります。開始月を翌々月以降に指定された場合は、指定された月分から口座振替になります。

※5 納期限が月の初めの場合は前月分となりますので、ご注意ください(上記一覧表参照)。

【督促手数料】

納期限までに納付がない場合は、法令に基づき、督促手数料・延滞金が加算されます。

【滞納処分】

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納者の財産を差押えしなければなりません。差押執行は法律に基づく強制徴収(執行)です。

納付が困難な場合は、必ず納税・納付の相談にお越しください。

【お問い合わせ先】 山鹿市役所

税 務 課 収納係[納税相談・滞納処分・口座振替] 43-1144

市民税係[市税・国民健康保険税] 43-1120 固定資産税係[固定資産税] 43-1121

国保年金課 国民健康保険係[保険証等] 43-1527 後期医療年金係[後期保険料] 43-1576

長寿支援課 長寿総務係[介護保険料] 43-1180